

衆議院 通信委員會 議 録 第 八 号

平成八年五月二十二日(水曜日)

午後四時十四分開議

出席委員

委員長 中川 昭一君

理事 齊藤斗志二君 理事 中谷 元君

理事 古屋 圭司君 理事 遠藤 乙彦君

理事 河村たかし君 理事 高木 陽介君

理事 山崎 泉君 理事 小沢 鋭仁君

理事 荒井 広幸君 理事 川崎 二郎君

理事 岸田 文雄君 理事 岸本 光造君

理事 佐藤 静雄君 理事 野中 広務君

理事 宮崎 茂一君 理事 遠藤 和良君

理事 北橋 健治君 理事 古賀 一成君

理事 高橋 一郎君 理事 弘友 和夫君

理事 冬柴 鐵三君 理事 今村 修君

理事 田中 昭一君 理事 横光 克彦君

理事 矢島 恒夫君 理事 吉岡 賢治君

出席國務大臣

郵政大臣 日野 市朗君

出席政府委員

郵政大臣官房長 谷 公士君

郵政大臣官房審議官 品川 萬里君

郵政省電気通信局長 五十嵐三津雄君

郵政省放送行政局長 楠田 修司君

委員外の出席者

通信委員會調査室長 丸山 一敏君

委員の異動

五月二十二日

辞任

佐藤 剛男君

自見庄三郎君

補欠選任

岸田 文雄君

佐藤 静雄君

日笠 勝之君 弘友 和夫君
大出 俊君 今村 修君

同日 岸田 文雄君 補欠選任
佐藤 静雄君 佐藤 剛男君
弘友 和夫君 自見庄三郎君
今村 修君 日笠 勝之君
大出 俊君

同日 岸田 文雄君 補欠選任
佐藤 静雄君 佐藤 剛男君
弘友 和夫君 自見庄三郎君
今村 修君 日笠 勝之君
大出 俊君

五月十六日

日本放送協會平成六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

同月十七日

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

同日

テレビの字幕放送の拡充に関する請願(前田武志君紹介)(第一四九三号)

同(大野由利子君紹介)(第二五五四号)

同(高木陽介君紹介)(第二五五五号)

同(古屋圭司君紹介)(第二五五六号)

同(森本晃司君紹介)(第二五五七号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

通信行政に関する件(TBSオウム報道問題)

○中川委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。日野郵政大臣。

電波法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○日野國務大臣 電波法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、無線局の増加の状況等にかんがみ、電波利用料の金額を引き下げるとともに、電波利用料を財源として支出すべき電波利用料に關する規定を整備しようとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、無線局の増加の状況等にかんがみ、一部の無線局の区分について電波利用料の金額を引き下げることとしております。

第二に、電波利用料に關する事務の例として、電波のより能率的な利用に資する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を定めるために行う試験及びその結果の分析の事務を加えることとしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○中川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○中川委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岸本光造君。

○岸本委員 自由民主党の岸本光造でございます。

ただいま大臣の方から電波利用料の引き下げについて御説明があったわけでございますが、これ自体は私は大変いいことであるというふうに思います。

しかし、設備投資などお金もかかるわけであるわけでございまして、なぜそのときに、今電波利用料が引き下げられるのか、その辺の背景、理由を御説明をいただきたい。まずお願いいたします。

○五十嵐三三政府委員 今回の改正によりまして電波利用料の料額を引き下げることによって御審議をお願いしているわけでございますが、電波利用料の料額自身は、制度創設でお認めいただきました平成五年度から平成七年度まで、電波利用料を充てることが必要と認められる電波利用料の共益、言ってみますと電波利用料におけるいわゆる共益の費用でございますが、その額を、この三年間の期間に見込まれます無線局の全体の数、これで割って、公平に負担するというようなことで算出してまいりました。

ある意味でいいますと、三年間お認めいただいていたことを見ましたが、これからのさらに三年というところを見ても、現在の料額水準が適当なものであるかどうかということも私も検討しなければならぬということをやっております。したが、平成八年度から平成十年度までの三年間の期間ということで見ても、無線局の見込みということにつきましてはかなり大きく伸びが見込まれるということで、再計算を行うということにいたしましたのでございます。

特に、携帯電話の普及あるいはPHSの基地局の増加というようにございいます。もちろん監視業務あるいはデータベース構築ということで費用の方も増大してまいりますが、昨今の無線局の急増によりまして、今後現在の料額を維持すると、収入としては、いわゆる電波利用共益費、これを上回る傾向が続くということが見込まれますので、そういった意味で、免許人に求める負担の水準を適正化する必要があるということで今回引き下げの法律案をお願いするということにいたしましたところでございいます。

○岸本委員 よくわかりました。大きく伸びて、再計算をして、めどがついた、こういうことでございますが、ふえたのは、携帯電話を中心にした移動局がふえたに聞いております。そうしますと、携帯電話が六百万、それからアマチュア局の方が五百万、これは据え置きになっておるわけでございます。伸びた大部分は携帯電話であつて、これが据え置かれるということになるとつじつまが合わないのではないかと。なぜ携帯電話のような無線局が下がないのか、その辺の理由がちょっと納得できないのですが。

○五十嵐(三)政府委員 電波利用料の料額の決め方でございしますが、必要な費用を均等に割り振った額を出していく部分と、もう一つは、無線局の管理ということで、無線局の諸元のデータ量に応じて案分比例して算出するという、二つの額の合計で算定をいたしております。

そんなことで、具体的な例として携帯電話の場合について計算の結果を申し上げさせていただきます。

現行の場合は、均等で負担する、例えば電波の監視とかそういう部分についての負担は五百三円という数字が出てまいりまして、さらにデータ量で比例的に出てくる部分、これは無線局の種類によつてデータ量で比例案分している部分でございしますが、これが百一円ということで六百四円になっておるところが、六百円になりました。

は、均等に負担する部分は、平成八年度以降三年間で見込まれる額と先ほど申し上げました無線局数で割った額でございしますが、均等の部分が五百三十二円でございます。そして、データ量の部分につきましては、先生御指摘のように確かに下がりました、五十三円ということが出てまいります。これを足し算いたしますと五百八十五円ということになります。そういった意味では、均等に負担する部分というのはほとんど変わらないうことですが、均等に負担する部分では全体的な施設の増とか体制の強化を図るために費用を負担するというところから、先ほど申し上げましたように現行五百三十三円が逆に五百三十二円になっておるということでございます。そういったことで、いわゆるデータ量に依る部分というのが少ない金額になっております。

そういったことから、一般に扱います国の手数料というものは、納入者側あるいは国が徴収する場合の手間ということを考えて、大体百円単位になっております。それからいいますと、五百八十五円ということでございますので、今回そのままだ六百円ということに据え置きするというようにしたいという考え方でございいます。

○岸本委員 その辺の話はよくわかりました。それでは、携帯電話の事業者が電波を利用するための負担、これは大体どれくらいになるんでしょうか。

それと、これはアメリカにも類似したシステムがあるというふう聞いておりますが、その辺との比較はどんなものか、御説明をいただきたいと思ひます。

○五十嵐(三)政府委員 携帯電話の事業者が負担することとなります電波利用料は、例えば平成六年度で見ますと三十四億九千万円、平成七年度ですと六十九億二千万円、こういうことでございします。さらに平成八年度、これは見込みになってまいりますが、七十四億円程度かというふうに見込まれております。

そして、このような電波利用料に類似するもの

ということ、アメリカでは連邦通信委員会が行政手数料ということで電波利用料相当といふか、類似のものを徴収してまいりまして、携帯電話事業者全体では、これは若干私どもの推定部分でございしますが、五億数千円ではないかというふうに見ております。

ただ、アメリカの場合にはこういう形で行政手数料、レギュラトリフィーと言っているものでございしますが、先生御存じのとおり、アメリカでは電波を獲得するまでの間に入札で決めるというオークション制度を最近より始めております。これは九四年からでございます。そういった意味では、携帯電話のようなサービスを提供するについては、その電波の取得のために相当の額を負担するというところで、私どもが今承知している額では、アメリカは二回ほど入札を行つておりますが、総額で一兆八千億円ぐらゐる事業者が入札のために負担するというところになったというふうな私どもも承知をいたしております。そういった意味では、アメリカの場合には、携帯電話等の事業をやるためには、電波の取得というふうなことで金銭的な負担は大変大きいというふうに見ております。

○岸本委員 ちょっと変えますが、それでは、テレビ等の放送局の電波使用料は下がると理解していいわけですかね。

そうしますと、私はここでちょっと問題を提起したいのですが、ここで言うのはおかしいのかもわからぬのですが、TBSの報道を契機にして放送人のモラルの問題、社会的な公平性などなど、ただいまはかなり大きな問題になっておるところでございします。こういうところの局のある著明なキャスターは、一億八千四百三十四万、これは年収ですね、ギャラをもらっているのです。これは一億と云う人もおられるけれども、十億ももらっていると言ふ人もおられます。これは根拠はありませんが、数字になったある新聞社のデータなんです、億単位のギャラをもらつて、そうして放送している。しかも、倫理に非常に問題がある。

例えば、この間、五月七日にテレビ朝日の「ニュースステーション」で、久米宏がこういうことを言ったのです。毎日政治のニュースを伝えている身としては、いつ解散があるかという問題でなくて、一日たてばたつほど政治家が嫌い、政治のニュースを聞きたくない、考えただけでも、政治家の話を聞いただけでもへどが出る、この気持ちが一とおくればおくれるほどんども拡大している、この実感を永田町の方はわからないのですかね、こういうことを言つたんですよ、久米宏が。

それで、そのときに私は放送局長に聞いたんですよ。これはおつちよこちよの久米宏の個人的な意見か、それともテレビ朝日の意見かと聞いたんです。そうしたら、これはテレビ朝日の意見だと私は言われたんです。こういうことを平気で垂れ流しているテレビ朝日、これはTBSと同じですよ。政治に対して文句があるなら、ニュースならニュース、解説なら解説できつちりやつたらいいのですよ。おもしろおかしく、ショーみたいにして、漫才みたいのことを言わんでいいのですよ。賢い人はこのごろ、あれはまともに聞かないよということにはなつてきております。なぜこういうことを反省もなしに毎日毎日やつておる。しかも、庶民面をして、億単位のギャラをもらつておるわけですかね。

こんな放送局に対して利用料を下げてやるというの、私はどうかと思うのです。放送会社というの、一定の二十四時間という限定された時間の中で電波を使つてお金がかつておるわけですよ、収益を上げておるわけですよ。それでそれだけのギャラを払つておるわけでありまして、電波利用料は、テレビ局に限つて言えばもつとこれは負担をさせるべきで、引き下げる必要は私はないのではないかと、こう思うのです。こういう局は年に幾らぐらゐ電波利用料を払つておるのか、今私がいろいろ申し上げた問題についてあなたはどう考えるか、大臣も含めて答弁いただけたらいい

だきたい。

これはけしからぬことだと思ふのです、こういうことを朝から晩まで放送しているというのは、ちゃんとときり解説をしてくれればいいんです。それをしないで、政治家の話を聞いてへどが出るとか、それを知らぬ永田町のお方はおわかりなのですか、こういうおちよくなったことを漫才にしてやっていると、私は、これは利用料は下げるべきではない。どんどん上げてやったらいい。だってギラを億単位でもらっているんですよ。どうですか、大臣、局長も、どうぞ二人とも答えてください。

○五十嵐(三)政府委員 放送会社、いわゆる民放でございしますが、民放全体での電波利用料の負担がどうなっているかということをおまじつと申し上げさせていただきます。

現行の額で、例えば平成六年度ですと二億九千万程度でございします。これが値下げになった後は、二億五千万程度になるものというふうに見込んでおります。在京のテレビキー局の五社、ここでは一千八百四十四万、こういう状況でございします。

売り上げとのかかり合い等々でどう考えていくかという観点であります、今回あるいはお認めいただいています今の電波料というのは、すべての無線局の免許人の方々が電波を安心して利用していただくということで、そのために行政が行う共益的な事務の処理に要する費用ということで、免許人全体で、受益者負担ということで負担していただくという考え方に立っておりまして、事業による利益に着目いたしまして、電波利用の対価として徴収するという考え方には現在の制度は立っていないものであります。

したがって、免許人が事業によって多額の収益を上げているというようなことがあったといえども、それによって直ちに多額の負担をすべきという性格のものではないわけでありまして、電波利用料について、御指摘の、先生お話しのような観点からの引き上げというのは、今制度

をお認めいただきまして進んできたこの段階で、直ちにそういう抜本的に見方を改めるというような段階にはないものというふうにご覧いただくと

○日野国務大臣 先生御指摘になりましたキヤスターの問題等はキヤスターの問題として、電波利用料というのは、これは免許人全員から徴収する負担金という形でありまして、それをどのように賦課するかということについては、先ほど局長がその基準について申し上げたとおりでござい

私は、これを懲罰的に用いるということはいかなるものかということではございまして、お怒りの点は私もよく、理解しないわけではございせんが、そういう制度の趣旨でございしますから、ひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

○岸本委員 わかりました。

この問題は、公共の電波の問題でございしますから、真摯に論議をしなければいけない問題だと思ひます。

それから、その引き下げた分は、これは当然収入が落ちるわけですね。どれぐらい落ちるのか。郵政省というところは、私は知らなかったのですが、一般会計がわずかに六百三十二億しかないのです。非常に少ないです。郵政省の一般会計は、そんなところのお役所が、収入が落ちていくのかどうか。これでは、情報通信の振興をこれから図るんだとか、マルチメディアをやるんだとか、二十一世紀はこのような社会だとか、いろいろ言っているのですけれども、大丈夫なのかという心配をするわけです。

設備投資がこれからかかると思ひますが、これ一つとっても、すべての産業に占める第一種電気通信事業の割合は、当初は割になる。郵政の方は○・〇八ですかね、全体の○・〇八ということでありまして、電波利用料は、考えてみれば郵政省にとつては大きな原資であるわけですね。この収入がダウンしていいのかどうかと思ひます。よ。そんなええ格好しないのでええのぢやうんで

すか。どうですか、その辺は。

○五十嵐(三)政府委員 電波利用料、今回引き下げということで見込んでおります平成八年度から十年度までの三年間ということになりますと、現在の料額でまいりますと六百十億円を超えという額で見込んでおりますが、確かに先生御指摘のように、これが五百十八億円程度ということで、電波利用料全体では九十億円以上の減になるといふふうに見込まれます。

ただ、電波利用料というのは、先ほどから申し上げさせていただいておりますが、この財源を充てるべく事務に必要な費用を賄うという金額を徴収するということでありまして、今回のこの措置によりまして必要なものは確保されるというふうに見込んでいます。

ただ、先生からるる御指摘ございましたが、電気通信事業、情報通信産業の中でも、特に第一種電気通信事業などというのを見てみますと、平成八年度では四兆円を超える設備投資が見込まれます。そういう意味では、全産業の割とということ、伸びを見ただけでも、平成八年度の見込みというのは、二〇%以上設備投資は伸びる。今のような経済情勢の中では、まさに時の景気を引っ張っているような産業になってきているというふうにご覧いただいております。

しかしながら、我が郵政省の予算は、先ほど先生御指摘のありましたとおり、六百億強という程度でございまして、会計検査院等々も入れました諸官庁、二十四ぐらいの官庁のうちの二十番目というところで、環境庁に次いで二十番目になるというふうなことでございします。そういう意味では、設備投資あるいはこの情報通信産業の持つ生産誘発係数といいますが、そういうことから見ましても、この分野については、政府全体でもいろいろな意味での施策を施していく必要がある産業、あるいは意味のある産業ではないかというふうにご覧いただいております。そういう意味では、私どもは今後とも情報通信関係の予算全体が充実していくようにさらに努力をしてみたいというふう

存じておりますが、ひとつ格段の御支援、御指導も賜りたいものというふうに存ずる次第でござい

○岸本委員 よくわかりました。

このごろ、朝夕、電話のラッシュ時というのでしょうか、携帯電話がなかなかかかりにくいという現象が起こっております。なぜかからないのかというたら、これは周波数が少なくなっているのだ、こういう話を聞くわけです。携帯電話は一万万台を突破しております、それは、みんなが一遍にかければ一遍でパンクしてしまうのは当たり前なことではあります。したがって、電波がい

でも十分に利用できるうちにこれから保障して

ではないかと私は思ひます。

産業構造を変えていくこと、あるいは景気の牽引車としてこの携帯電話が振興されること、これはいいことではありますけれども、使えないということになりますとこれは元も子もありませんから、肝心の周波数の方はこの伸びで確実に保障されるのかどうか、その辺の見通しを伺っておきたいと思ひます。

○五十嵐(三)政府委員 移動体通信の伸びというのは大変急ピッチでして、今もアナログからデジタルへの転換というのが始まっておりまして、一部通話についてふくあいが出たりする時間帯もあるというふうにご覧いただいております。

移動体通信の世界だけ見ても、平成八年度は、今の見込みで一兆六千億円ぐらいの設備投資が見込まれますので、前年度、平成七年度と比べると六〇%以上の設備投資がなされるという状況です。まさにリーディング産業でもとりわけ優等生の分野だといふふうに思っておりますが、これも先生御指摘のように、それに対応する電波というのがありますと、利用者の皆さんに御迷惑をかけますし、産業も思うように発展していかないということで、電気通信審議会に私ども諮問をしております、その電波の体制づくりに取り組んでおります。先般、四月に「二〇〇〇年ま

での携帯電話等の周波数有効利用方策について」ということで、全体ではございませんが、一部の答申をいただいております。

私も、この答申に基づきながら政策展開を図ってまいりたいというふうに思っておりますが、電波の手当てという面では幾つかの点についてこの答申に提言がなされております。

その一つは、現行の携帯電話の基地局、これが一・五キロから二キロの半径でゾーンをつくって通話をしていただいておりますが、これをもっと縮めて、一キロとかそういうふうなことに絞めてくる。そういうふうになりますと、加入者容量は今の二倍以上になっていくというふうなことから、そういう方策をとる。あるいは、デジタル化をする中で、ハーフレート化といまして、現在の同じ幅を半分にして使える技術を開発していくというふうなことで、こうなりますと、これもまた二倍になるといふことでございます。

さらに、大変携帯電話の使われる場所、大きな一・五キロ、二キロの半径の中に、さらにもう一つその部分だけ小さなスポットゾーンをつくっていく。これによりまして、通話の状態もよくなる。同時に、電波の有効利用ができるというふうなこと。加えて、現在、幾つかの周波数のうち携帯電話は圧倒的に八百メガヘルツ帯という周波数を使っておりますが、この中に八メガヘルツ帯を追加するというようなことの施策を講ずるというふうな提言されておまして、私も、この方向に向かって取り組んでまいりたいと思っておりますが、二〇〇〇年におきます移動体通信、これはPHSも含んでございまして、需要予測としては、上下限、幅を持たせた格好で答申をいただいております。二〇〇〇年、低い方は二千五百万加入ですが、高い方は三千二百五十万加入ということが見込まれております。こういった中で、先ほど申し上げさせていただきました四点ほどの周波数の対応、これをやってまいりますと、三千八百七十万の加入が可能になるというところでございまして、二〇〇〇年までの間では一番高いところ

の見込みが三千二百五十万ですから、これを上回るといふことで、周波数の確保はこれによってなされるというふうなことを考えております。

二〇〇〇年以降のことにつきましては、国際レベルのことでございますが、国際電気通信連合で今国際標準の検討が進められておまして、IMT-2000という、いわゆる将来の公衆陸上移動通信システムというのが導入される、世界的にそういう予定になっておまして、ここでは二百三十メガヘルツの周波数帯域がまた与えられるというふうなことで、その需要に対応するというところでは、これによって周波数の対応がなされるというふうな思っております。

加えて、総合的な周波数対策ということはこのようにやってまいりますけれども、電波利用料も活用してまいりまして、電波を能率的に使える技術、そういうものを導入するというところで、携帯電話、こういった移動体通信の円滑な発展の確保を図ってまいりたいというふうな存じております。

○岸本委員 時間がありませんから、次へ行きます。

携帯電話の普及は大変結構なことでありまして、公共の場所においてこれがばつとつかつてくるというふうなことがちよこちよこあります。特に新幹線の中なんかしよこちよこあります。その人が携帯電話を持っておるといふようなことで、あつちでもピーピー、こちでもピーピー、本を読もうか、ちよこちよこと思つていても、しかも大きな声でわあわあ話しかう。まるで、前と後ろと横とで三人が携帯電話で話をされて、犬小屋に入っているほどわんわんはえているような感じになるわけでありまして、これはちよこちよこ、やはり何とかしてほしいな。公共の場所における使用のマナー、使い方のマナー、それともう一つ人体への影響があるという話も聞いております。

また、もう時間ありませんので、あわせて聞きたいのですが、きょうの新聞にも載って

ましたが、「運転中の操作やめて」「携帯電話、わき見、事故続発」、これが出ております。それから、これはこの間、二月十九日の新聞ですが、岡山県の総合病院で、携帯電話で医療機器が誤作動しております。これはボンブがとまっていくわけですね。これがもし心臓に入れたあるペースメーカーですか、ああいうものであったら、これはもう命がなくなっているわけですね。だから、そういうものに与える影響、今この携帯電話が内外に与えているさまざまな生活への悪い影響、人命をひよつとしたらとるかもしれないこと、何かいい知恵がありましたらおっしゃっていただきたいと思ひます。

○五十嵐(三)政府委員 移動体通信が普及するに従ひまして、マナーというのが非常に重要になってくるというのは、先生御指摘のとおりだと存じます。

それで、先般来検討してまいりましたが、現在のところ、電気通信事業者の方々が事業者協会というのをつくっておりますが、マナーのパネルをつくりまして、これを新規の加入者の方々に持ってもらふようにするというような施策を続けております。あるいは、新聞広告とか雑誌とか、そういうところにも今マナーについてというものを出すように事業者の方々が取り組んでいるところがございます。それから、特に運転中の問題につきましても、そのマナーの中に記されているということで、より一層そういう意識の啓蒙を図るということをやつてまいりたいというふうな存じております。

それから、人体に及ぼす影響ということにつきましても、特に最近医療関係等という問題が出てまいっております。このことにつきましても、先般こういう研究会におきましてその方針をいただいたところでございます。そういった中で、特に病院の中においての使い方というふうなことで、例えば集中処置室では切つてしまふ、電源を切るとか、手術ではそれを切るとか、そういう

うような使い方につきまして、先般、いわゆる医療関係者が入ったところでそういう結論が出されております。そのことにつきまして、事業者を通じて、あるいはメーカー等にも周知しておりますが、同じメンバーに入つていただいております厚生省も通じまして、都道府県あるいは関係の医療機器会社等々にも周知をしております。電波のこういうものが普及する一方で、影の部分でも申しましようか、そういうことについての手当てにつきましても今取り組みつあります。

ただ、もう一つ、長期的に電波が人間に当たつていった場合にどういふ影響を持つかということについては、さらに通信総合研究所等々で研究を重ねてまいりたいというふうな存じております。

○岸本委員 時間が参りましたので、終わります。ありがとうございます。

○中川委員長 遠藤和良君。

○遠藤(和)委員 今回の電波法の改正によりまして、電波利用料金を見直しをするということでございます。

ここです、電波利用料金の使途を、新たに無線局の増加に伴う周波数の逼迫対策に充てるのだ、こういうふうな使途の拡大がうたわれているわけでございますが、この周波数資源が逼迫するといふ実態が今あるのかないのかという現状、それから逼迫するかどうかというふうな現状、大まかな状況につきまして、通信の分野と放送の分野に分けて最初に御説明を願ひたいと思ひます。

○五十嵐(三)政府委員 電波の利用という意味では、最近とりわけ移動体通信分野の発展あるいは増加というものがあつたのですから、そういう意味合いにおきまして、無線局が急増して、電波が逼迫するといふ状況になってきております。

幾つかの対策をとりつつありますが、もし十分な対策をとらないで進めてまいりますと、例えば携帯電話を使つていられる場合でも混雑等によつて十分使えないとか、あるいはもっと厳しい問題とい

たしましては、防災通信というようになおきまして、公共業務用の通信につきましても、十分なチャンネルが確保できないというようなことになってまいります。緊急時にも対応が打てない、あるいは防災対策にも事欠くというようなことになってまいりまして、国民生活にも支障を及ぼすということが懸念されるということでもあります。

今は通信のことについて申し上げておきました。放送につきましても、無線局数というものは現在一万六千局程度でございます。そういう中で、例えば中継局の設置につきまして、既設局に混信を与えないように行うという必要があります。そういう意味では十分な対策をとらなければなりませんし、結局中継局の無線局の設置が十分でないという点も、十分な放送の利便を享受することができないということになってまいります。そういう意味合いにおきましては、現在まさに電波の時代を迎えている中で、この対策を適切に打っていくことが必要であるというふうな考え方をしております。

○遠藤和委員　ですから、現在の状況は、逼迫しております。支障が既に出ているという状況なのか、逼迫しているけれども余裕があるという状況なのか、それから将来においては大変心配な面があるから研究をこれからしていかなければいけないのだ、そういう現状認識、もう少し、そういう大まかな話で結構ですから、どういう認識をしているかということをお聞きしたいと思います。

○五十嵐(三)政府委員　電波の逼迫状況につきまして、現状認識はどうかということでお尋ねいただきます。現在幾つかの手を打ちつつ何とかやってまいっておりますが、将来を考えると、さらに積極的な手を打っていかねば不安があるということでもあります。

加えまして、この部分は国民の皆さんの利便がほとんど伸びていく分野でございますので、今か

ら対策を打って、十分国民の皆さんの利便に供するようにあわせてやっていくということも必要ではないかというふうに存じております。

○遠藤和委員　新しく追加する事務といたしまして、周波数逼迫対策のための試験とか研究なども行うということでございますが、具体的にその中身を若干例を挙げて説明してもらいたい。

それから具体的に、その研究あるいは試験はこの機関で行う計画なのか、これをあわせてお願いします。

○五十嵐(三)政府委員　今回技術試験事務というのを追加させていただきますが、具体的な内容につきましては若干申し上げさせていただきますと思います。

一つの分野は、限られた周波数帯域での収容能力の向上を図ることが一つあります。例えば、その中で具体的なことを申し上げますと、デジタルの符号を用いて回線を多重化するというところで、新しい方式の導入、よくCDMAというふうなことを言われておりますが、こういうようなことの導入というようにござい

ます。もう一つのジャンルとしましては、高い周波数帯域、この帯域の有効利用を図るもの。今高い周波数帯域は余り開発されてないところがあります。そういう高い周波数帯域の有効利用を図るというふうなことで、例えばマイクロ波の帯域、この部分の電波を移動体通信にも利用することの試験的な取り組みということがございます。

さらにもう一つは、限られた周波数帯域で伝送効率を向上させるというふうなことも内容として考えているところでございます。さらには、混信、妨害の軽減、解消を図るというふうなことにございまして、その内容として考えておるところでございます。

この事務の実施主体でございますが、これは電波利用料を活用する業務というのは国が行うことになってまいりますので、具体的には通信総合研究所で実施するというふうに考えております。ただ、

そのすべての作業を国のみならずが行うには十分な対応ができないということも考えなければならぬというふうな思っております。効率的に成果を上げるためには一部の作業につきましては民間に請け負ってもらおうということも考えているところでございます。

○遠藤和委員　そうすると、例えば今年度で、その電波利用料から研究開発、試験に割り当てられるという予算の規模、それはいかほどを予定していますか。

○五十嵐(三)政府委員　この制度をお認めいただきましたら、平成八年度の予定でございますが、試験事務ということで二十六億七千万ということに予定いたしております。

○遠藤和委員　その二十六億七千万という予算規模でこの周波数資源逼迫対策と申しますか、これが全部できるとは考えにくいのですけれども、それは、残りの研究というのは当然一般会計予算の方で持続的にやっているものを考える、あわせて効果を上げる、こういう意味ですか。

○五十嵐(三)政府委員　二十六億七千万というふうに申し上げましたのは、いわゆる技術基準を作成してその試験を行う、あるいはその成果を見ていくというこの施策として申し上げます。もっと広い意味での、電波のいわゆる開発等々につきましては、これは性格のさらに広がるものとして一般会計に入っているというものがござい

ます。○遠藤和委員　そうすると、認識としては、基礎研究的なものはこの電波利用料から充てない、もっと応用というか、具体的な設備とか、そういうふうな実現にする一手手前のような試験とかあるいは研究、そういう分野に充当するものである、こういう認識でよろしいでしょうか。

○五十嵐(三)政府委員　今回、その試験事務として充当を考えておりますのは、まさに研究開発等が行われてきて、それでその無線設備の技術基準を定めるために行う試験及びその結果の分析

ということ、そういう意味では、違う予算を使いまして前段にいろいろな研究開発がなされている、そういう形が出てくる。そして、それを技術基準を定めて実用に移していくというときの試験、そしてその結果の分析が二十六億七千万という予算の中に入ることになります。

○遠藤和委員　よくわかりました。

今、周波数の逼迫対策として、いわゆるデジタル化とかナロー化とかいう話があったのですが、その延長上にあるかもしれないのですけれども、放送の方ですね、放送高度化ビジョンの中間報告が出されて、これはちょっと先の話ですが、二〇一〇年を展望しているわけですが、ここではCATVも衛星放送も、あるいは地上波の放送も、すべてのメディアというものがデジタル化されていくだろう、そして、放送局の数も大変多くなるだろう、こういうふうな予測をしているわけですが、今日日本全国の全家庭に普及しているのはアナログの受信機でございます。そうすると、すべてデジタル化になりますと、これは使えなくなっちゃうのじゃないか。そうすると、壮大なごみの山になってしまうのではないかと、この心配をするわけですが、このアナログの機器、これが二〇一〇年以降も使えるような工夫をするのか、あるいはアダプターのようなものを開発することなのか。この視聴者の保護という観点から、デジタル化をどうとらえていく計画なのでしょうか。

○楠田政府委員　現在、放送のデジタル化というものは世界的な潮流になっておりまして、御指摘の放送高度化ビジョンの中間報告では、我が国におきまして二〇一〇年、光ファイバーが各家庭に通ずる年を一定の年と考えているわけですが、すべてのメディアが全体的にデジタル化する、もちろんアナログも残っているわけですが、そのころ始まるものはデジタル化しているというふうな想定しているわけでありまして、他方、同報告では、今後の行政の運営に当たり

まして、放送のデジタル化に際しては、視聴者保護の観点から、現行放送を受信している視聴者に不必要な負担を強いまいということの基本とするようにという指摘を行っているところであります。郵政省としまして、現在のアナログ方式の受信機を所有している視聴者の保護を尊重しながら、放送のデジタル化を推進していきたいというふうに考えております。

具体的にどういうことをやるのかということをも想定してみますと、視聴者保護の方策として、一定期間デジタル放送と同時にアナログ放送も継続して行つて、いわゆるサイマル放送が一般的に考えられるわけでありまゝす。そのほかにも、デコーダーをつける便宜を払うとかいろいろあります。が、基本的にはこのサイマル放送というのが考えられる。そのほか、具体的な取り扱いについては、今後さらに検討してまいりたいというふうなことを考えております。

○遠藤和委員 技術革新というのは大変いいことなのですけれども、やはり今の技術で国民の皆さんが利便を感じている、そういうものを全部ゼロ口にしてしまって、いきなり新しい技術ですというのは難しいと思うのですね。その間はどうしてもオーバーラップする期間が必要なわけでございます。

この放送高度化ビジョンを読むと、これは可能性の話でございますから、具体的な政策というのか政治的判断というのか、そういうものは少し薄いかもわからないのですけれども、やはりきちっと、政治的判断を加えて、現在の視聴者に対して、何ら心配することがありませんよ、こういうことを言っておかないと、もう今のアナログの受信機はいつかはなくなってしまうんだ、じゃ、もう買うのやめてしまおうとか、あるいは買っていないものになるだけだというふうなことを懸念するといけませんから、これはやはり大臣、その辺を視聴者の皆さんに、こういう時代の変換期にあっても現在のアナログの受信機というものが当分の間、ずっと継続して使用可能でございますよ、こうい

うことはきちつと言っておくべきじゃないかと思
います、いかがですか。

○日野国務大臣 デジタル技術というのは物すごい急速な勢いで今進歩をいたしております、いずれデジタルの時代が来るということにはならざるを得ないというふうに私としては考えております。

それで、一応この中間報告では二〇一〇年ということを言っておられるわけでありました。しかし、私どもとしてもそうでありまして、中間報告でも、視聴者に不必要な負担を強いないようにと、いうことを言っておられるわけですね。私はまことにそとのおりだというふうに思っております。でありますから、今局長からお話をしましたように、サイマル放送を取り入れるとか幾つかの方法を講じながら、一遍に、一挙に変わるといふことのないような手だてを講じていかなければならない、こう思っております。

一応二〇一〇年ということであり、サイマル放送をやる期間も含めて。だんだん受信機も更新をされていくということになってまいるかというふうに思いますので、そこの移行を、視聴者の負担ということを十分考えながら手当てしていく必要がある、こう思っております。

○遠藤和委員 ハイビジョン放送というのは、アナログの時代にすばらしい高精度の映像が受信できるものをつくったわけでございますけれども、これがデジタル化の中でどういうふうな位置になるのか。ある人は、これはもうアナログの時代の最後の花であって、デジタルの時代には使い物にならないのじゃないかと言う人もおりますし、あるいは、これは工夫することによってこの技術というものがデジタルの時代にも十分に通用するんだ、こういうふうにつなぎの役をするものにとらえることもできるとか、いろいろな言い方があるのですけれども、ハイビジョン放送について、郵政省の見解というものについて、若干、大臣の方から、どのような認識をしているか、お聞きしたいと思います。

○日野国務大臣 ハイビジョンについては、今までの沿革がある、歴史があるということは先生御指摘のとおりでありますし、我々もその点は十分に考えているつもりでございます。

ただこのハイビジョン放送というのは、伝送においてはアナログ方式ですが、そのほかはデジタル化されているわけがございすね。そして、高精細度のテレビというのは、確かに先生とおっしゃるように、これは我が国が開発した花であらう、こういうふうに通っております。

そして、即ちその受信機 約十六万台という普及を見ておきますし、今後のハイビジョン放送のあり方を検討するに当たっては、デジタル方式による高精細度のテレビジョン放送が導入される場合には、先ほど局長が言いましたサイマル放送の実施、それからアダプターの付加などによりまして受信者の保護が図られることが必要であらう。う、こういうふうに考えております。

でありますから、そういう手段をとりながら、このハイビジョン、今買つてすぐに使い物にならぬなんということには絶対ならないんだということとを私としては申し上げておきたい、こう思います。

○速藤(和)委員　伝送の方式という話と関連をす

るのですけれども、要するに、放送衛星との関連で、BS4の先発機というのはアナログでいくんだという決定があるのですが、後発機の方については一年後に結論を出すというふうに言っています。ちまたでは、後発機は全部デジタルになるのではないかと、こういうふうな話もあるわけですね。

そうすると、もし全部デジタルになるということになれば、ハイビジョン放送というものはBS4の先発機で終わりということになるわけでございまして、BS4の後発機のあり方を検討するに当たって、それをすべてデジタルにすると結論づけるのであれば、今度はBS5の先発機、ここをきっちと視野に入れて、ここでアナログを確保しておかなければいけない、こういうふうな論

理的な帰結になるのですけれども、この辺についてはどう認識しておられますか。

○楠田政府委員　ＢＳ４後発機のあり方につきましては、アナログ方式かディジタル方式を含めまして、今後一年程度かけて慎重に検討するということをしております。現時点でどちらかの方式を検討の前提としているわけではございません。

ただ、先生御指摘のように、仮にデジタル化することが適当ということになった場合、先ほど申し上げましたように、BS4先発機におきましては、もう既にハイビジョン一チャンネルを含むBS3による放送をすべて引き継ぐということ、これは少なくとも視聴者にとって継続されるわけでありませう。それが、二〇〇七年になりました、そのときにアナログの受信機が既にある、そうすると、その次の段階の星、BS5でそれをどうすべきかということを今から検討すべきであらうという御指摘かと思いますが、おっしゃるとお

り、B54の後発機の検討の段階におきまして、もちろんB55のあり方も念頭に置かなければならぬと思います。

しかしながら、二〇〇七年におけるデジタル化技術と、あるいはその場合の視聴者のニーズあるいはハイビジョンの技術動向というものがどう

なっているかということは、現時点では必ずしも明らかになっておりません。したがって、より詳細な検討というのは、BS5の打ち上げ時期がもう少し近くなった時点でやる必要があるであろうかと思えます。

繰り返しになりますが、もちろん、今回の検討におきまして念頭に置くことは当然のこととござ

います。

○遠藤和委員 これはハイビジョン放送に限らずに、いわゆるBS4の先発機でアナログの放送というものが担保されるわけですけれども、先ほど申し上げました視聴者保護という観点から考えて、すべての放送衛星をデジタル化することになりますと、受像機がやはりアナログの受像機が使えないということになりますものですか。

通信が普及するというところにさらに貢献するのではないかとこのように考えております。

そういう意味合いにおきまして、当面、三年間お認めいただいていた制度、次の第二期でも申しませうか、そこに入るところであります。現在の段階ではこの算定の基準というのは妥当なものだということに考えております。

ただ、今後こういった問題、さらに具体的に詳細を見きわめながら、必要があれば、そのときはまた見直しをさせていただきたいというふうに存じております。

○遠藤(和)委員 利用者に利益が還元できるようなことをしていくということは大変大切だと思いますので、この算定基準の見直し等も含めて御検討していただきたいということを申し上げまして、質問を終わります。

○中川委員長 高木陽介君。

○高木(陽)委員 審議が夕方になってしまいました、本日に御苦労さまでございます。

まず、電波利用の問題について御質問させていただきますけれども、先ほども、電波利用の現状として、電波は有限ですから逼迫してくる、こんなお話がございました。それについて、周波数帯、下の方から上の方までいろいろな、VLF、LF、MF、HF、VHF等々ずっとあるわけですから、周波数で言いますと、特に上の方、未利用の周波数帯というのがございますけれども、ここら辺のところの今後の利用の見直し、またその開発の現状、どうやって利用していくのか、そういった点についてまずはお伺いしたいと思います。

○五十嵐(三)政府委員 電波の使っていない部分、要するに未利用周波数の利用という意味では、特に私も注目いたしておるの、三十ギガヘルツ以上三百ギガヘルツ帯と言われるミリ波帯の利用ということでございます。

現在、このミリ波帯の周波数というのは、防災行政用の短距離の固定無線というようになことで、あるいは短距離の画像伝送ということで、ピ

ルとピルの間をちよつと結ぶとか、川を越えて結ぶ、そういうところとか、あるいは自動車の衝突防止レーダーというようなことで使っておりますが、三千局程度でありまして、無線局が現在一千七百三十万程度あることを考えますと、ほとんど利用がないような実態かなというふうに思っております。

このミリ波帯というのは、装置が非常に高価で、伝送をする際にすぐ減衰をしていくとか、そういう問題があります。しかし、広い帯域を利用して多くの情報を伝送できるという意味では、これらの周波数という意味では注目し値するものというふうに考えております。

私も、今二十一世紀に向けてということで、大容量の情報の伝送というようにことから、超高速の無線LAN、建物の中を必ずしもケーブルで引き出すのではなくて無線で超高速大容量のものができないか、あるいは加入者系のものにつきましても、ラスト・ワン・マイルなんという言葉が使われますが、そこは無線でいけないとか、あるいは高品質の衛星放送というようなシステム、そんなことに期待が持てるというふうに考えておりました。このことにつきましても研究開発が必要だということで、平成八年度予算におきましても、このミリ波のための研究業務というのを七億円以上見込んでおるところでございます。

さらに、研究開発ということで、このミリ波の部分につきましても、通信・放送機構においてマルチメディア移動アクセスということでさらなる研究を考えておりますが、これも二億六千万、そういった形で研究開発を進めてまいりたいというふうに考えております。

○高木(陽)委員 今研究開発のことをちよつと局長おっしゃられましたけれども、特に周波数の資源開発の関連予算ということで、今八年度のことをちよつとおっしゃっていただきました。六年度が十億五千五百万、七年度が十二億ぐらいです。か、全般的に言いますと、一生懸命やっております。

と思うのですが、これは先週の委員会の際にもいろいろと言ったと思うのですが、やはりこの分野、かなり重要な分野ですので、予算をどこに重点的にやるかというのは、これは内閣全体の問題なのですけれども、しっかりと重要視しながらやっていただきたいな、これは大臣も閣僚の一人として頑張っていたいただきたいというふうにも思います。

そんな中で、これも先ほどちよつと出たとは思いますが、移動体通信の無線局の推移というところで、これは四月二十二日付の報道資料、これは郵政省が出した電気通信技術審議会の一部答申ということで、「二〇〇〇年までの携帯電話等の周波数有効利用方策について」ということです。答申の主な内容というのが出ておまして、需要予測、これは修正値みたいな形で出ているのですけれども、これをちよつと御説明したいと思っております。

○五十嵐(三)政府委員 二〇〇〇年までの需要予測ということで、これは電気通信技術審議会の答申をいただいたものでございますが、上限が三千二百五十万加入ということでございます。低い場合には二千五百万加入というようにございまして、そういう需要が見込まれているというのが審議会の答申でございます。

○高木(陽)委員 そういうような現状の中で、現在の技術水準において無線局数として最大何局とれるのか、それがその後どういうふうになつていくのか、またその場合の対応策ということについてお願いいたします。

○五十嵐(三)政府委員 現在のまま推移するということになりますと、いわゆる携帯電話の収容可能数というのは一千六百万程度かというふうなことでございます。こうなつてまいりますと、現在既に一千万台を超えておりますので、具体策を講じなければならぬ、この電気通信技術審議会の答申もそういった意味でいただいているものでございまして、三、四点具体的な施策を打っていく必要があるというふうに考えております。

その一つは、現行の基地局の半径、それをさらに小さな半径にするという小ゾーン化を図るということでございます。一・五から二キロメートルの今の半径を一キロメートル程度に小さくするというところで、加入の容量を二倍から二・五倍程度に上げるといふ考え方が一つございます。

それから、デジタル化してハーフレート化する。今の周波数帯域を半分にするということ、結果的には、同じ周波数帯域でありますとそれが倍に使えるということで、これが二倍まで高めることのできる技術であるというふうに思っております。

それからもう一つは、スポットゾーンというようになことで、大変密集して使われるようなところで、さらに小さなゾーンを、一つのゾーンの中にもう幾つかの小さなゾーンをつくっていくということで、周波数の有効利用を図るということを考えております。

そして、移動体通信のメインの周波数帯域であります八百メガ帯、ここにさらに八メガヘルツを増波することによりまして、二〇〇〇年までの間という意味で考えますと、収容可能数は三千八百七十万の加入ということを考えておりますので、先ほど申し上げました三千二百五十万という今の見込みに十分対応していける数字というふうに考えております。

その後のことにつきましては、IMT-2000という国際電気通信連合レベルでの国際的な取り組みがございまして、これによりましてさらに二百三十メガヘルツという帯域が用意されておりますので、それによりまして二〇〇〇年以降は対応するということに考えているところでございまして。

○高木(陽)委員 先ほどの質問とちよつとダブつてしまつてるところがあるのですけれども、新しい、一番最初の質問で出しましたミリ波帯の部分とか、これは技術的にはすぐ簡単にはいかならないと思うのです。電気通信技術審議会の方でも修正値というのか、需要予測も変わるわけですよ

まして、通信総合研究所で平成九年度予算ということで今検討しておりますが、そういう意味で、さらなる検討も進めてまいりたいというふうに存じております。

○高木(陽)委員 先ほどから何度も申し上げていますが、利用者がこれだけふえてきているので、だからこそそういった人体に与える影響、また先ほどの質問でも出しました医療機器で、そういう人たちは、特に病院で入院されている方なんかは、やはり動けない場合にはかなり便利なのではないかと。といったことも含めて、人体またはその周辺に与える影響ということでの研究等はしっかりとやっていたらいい、その後の広報的な部分、いわゆる知らせるといふことも徹底してやっていただきたいというふうにお願ひ申し上げたいと思います。

あともう一つ、電波の問題でございますが、不法無線局というのですか、免許を持たずに勝手にやっているものですね。この数は全部は把握し切れてはいないとは思いますが、郵政省が今まで把握してきた不法無線局数の推移、あとそれに対する措置、いろいろな措置の仕方をされると思うのですけれども、それについてお聞かせ願ひたいと思います。

○五十嵐(三)政府委員 電波の利用がふえるに従いまして、今先生からお話のありました、いわゆる不法無線局というふうな格好での姿がふえてまいます。

不法無線局の状態というのは、平成元年と比較しますと、平成七年度で三万三千、平成元年が二万一千程度でございましたので、六〇%以上の増になってくるということでございます。

私も、こういうことにつきまして、いわゆる電波監視の施設、設備として、DEURASシステムをとるとか、現地での具体的な調査活動を行うとか、あるいは捜査機関と共同で取り締まりをするというようなことで、具体的な指導、場合によっては告発というふうなことをとってやってま

いつているところでございます。

○高木(陽)委員 不法無線局が大体三万三千ぐらいまでいったというところで、それについて措置をした数をちょっとお聞かせ願ひたいと思うのです。

○五十嵐(三)政府委員 具体的な措置という意味で申し上げますと、不法無線局の開設、運用をとめるというふうな指導とか、あるいは長期にわたって混信、妨害というふうな悪質なものにつきましては、捜査機関に告発するというふうなことで取り組んでまいっておりますが、三万三千のうち、措置をしてまいったのが、平成七年度でございますが、七千局程度でございます。

○高木(陽)委員 そうしますと、残りの二万六千ぐらいですか、これはどうしているのですか。

○五十嵐(三)政府委員 現実問題として、不法無線線が出されたということで、それを認知するといえますか、それを把握することはできません。一過性で終わってしまう。電波ですから、発射して、それで特定に至らないまま終わってしまうのがその具体的な三万三千強と七千の差という実態でございます。

○高木(陽)委員 実は私も無線免許を持っておりまして、免許従事者なんですけれども、そんな中でやり得というか、捕捉して、どこから出ている、まただれがやっている、電波だから、これは特定するのはなかなか難しいとは思いますが、逆に言うと、それだけの数がなかなか対処できない。これはなかなか技術的には難しいのかもしれない。せんけれども、そういったつかまらない、また告発されない、そうやって指導を受けない、こういうところから、後を絶たないと思うわけですね、この不法無線局というのは。

そうしますと、今のところは極端な被害というか、被害を受けているのはいっぱいあるとは思いますが、それか今後はさらに、さつきからずっと話しているいろいろな携帯電話等も含めていっばいふえてくる中で、やはりそういう不法無線局が放置された場合に大変な問題になってく

る。また、本当に、人命にかかわるような問題だとか、起こしかねないのです。杞憂かもしれませんけれども、そういったところの措置をしつかりできるような、これも技術的な問題、またはそれに対する費用の問題、いろいろ出てくると思はうのですけれども、これをしっかりとやっていただきたいと思ひます。これはもう結構でございます、回答については、お願ひでございます。

時間が、本当に残りわずかになってまいりました。この電波法の問題が終わった後、TBSの問題が大臣から報告があつて、それについての質疑とすることがありますので、このTBS問題について若干御質問させていただきます。

先日、郵政省の方からTBSに対して厳重注意というふうな形をとられて、さらにTBSに対する措置ということで六項目、いろいろとやられました。これについてまた後で具体的なお話等々もあるとは思いますが、その中で、厳重注意や行政措置をしていく法的な根拠、これはどこから出てきているのか、これをちょっとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○楠田政府委員 今回の一連のTBSの行為の中には、放送法の各条項に明確に違反すると認めるに足る事実はないわけでありまして、次の三点については放送法の各条項の趣旨に照らしまして問題がございました。

例えば、一つは、不十分な調査に基づき誤った調査結果を報道したこと、二つは、オウムの抗議に基づき放送を中止し、同社の番組基準に違反したのではないかと疑ひが生じたことでありまして、それから三つ目は、オウムにビデオを見せたこと、あるいは抗議を受けたことが放送中止の一因であつたこと。このようないふことは、TBSの放送というものがオウム寄りだつたのではないかと、いふふうな疑ひを抱かせたということでありま

ところで、行政手続法におきまして、行政指導というものは、「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう。」というふうな決められております。

したがひまして、放送を含む電気通信を規律、監督することを所掌事務といたします郵政省といたしまして、放送の健全な発達を図るという放送法第一条の趣旨、及び今後本件のような放送法第三条の二等の規定に照らし問題のある事態が再度引き起こされることのないよう行政指導を行ったということでございます。

したがひまして、法的根拠は行政手続法と放送法、こういうことにならうかと思ひます。

○高木(陽)委員 その中で、具体的な項目、六項目めだつたと思うのですけれども、三カ月ごとに報告をさせる、もう一つは、それについて視聴者にわかるようにさせる、こういった言い方をしていると思うのですけれども、これはTBS本体がしっかりとそれをやればよい。それを郵政省がこれまで指示をしていいの、または指示をすべきだったのか、こちら辺はいろいろな意見もあると思ひます。

もちろんTBSが、一番最初の問題からいいますと、しっかりと対応していればここまでごたごたならなかつたし、また、見せた見せないといったときに、ちゃんと調査をして、こうやって見せましたというふうなことをやっていけば、何ら郵政省がこういふところで問題になるようなことはなかつたと思ひます。けれども、その中でちょっと指摘をしておきたいのは、これがいいか悪いかという問題よりも、こういう指摘があるというのをどうするか、認識はされていると思ひますが、再度確認をさせていただきたいと思ひます。

というのは、これは毎日新聞の社説に書いてあつたのですけれども、「放送法の趣旨に反し、

ですから、現行法では、電波利用者のための共同の利益に関する経費というのに限定されているわけですね。広い意味では、放送とかあるいは通信、いろいろな分野ですべての国民がこの電波の利用ということをしているわけにあります。だから、

ら、国民全体に還元するということは、国民が電波を利用する環境を整えるとか、あるいは電波を利用することによって生活をより便利に、あるい

は豊かにするとか、そういうために利用料を使う
ということを考える必要があるのではないかなと
思うわけなんです。

例えば、原因者が特定できないような、いわゆる都市部におけるテレビの難視聴の問題、こういうものを解消するとか、あるいは郵政省、三波

化、四波化を進めているわけですが、過疎地においてはなかなか民放そのものもよく映らないという地域があります。そういうようなものだ

とか、あるいは移動体通信に係る事業だとか、いろいろ国民全体にかかわるいろいろな分野があるかと思うのですが、そういうところへもこの電波

を使った料金を使っていくという方向で検討されてしかるべきじゃないかと思うのですが、その点はどうなふうに考えておられますか。

○五十嵐(三)政府委員 電波利用料、現在の制度がそうであります、電波の利用者が安定的に電波を利用するために必要な事務について、先ほど

申し上げました受益者負担というような考え方に基づいて電波利用者から徴収するという性格のものでございます。したがって、現在の電波利

用材の性格を前提としますと、国民全体に利益を及ぼすような事務に充てるといふことは困難であるといふふうに思っております。

当然のことながら、御指摘のように、いわゆる郵政省所管の情報通信行政の中には幾つかのそういう施策がございます。そういった意味で、国民

全体の利益のために充てるべき費用といったものはその中で賄われるべきものということで、予算の充実には今後とも私も努めてまいらなければ

ならないというふうに思っております。

○矢島委員 この部分については後でまた大臣にもお聞きしたいと思いますが、次の方へ移ります。

今度の改正で試験研究費にもこの利用料を使うというふうに使途が拡大されました。三年前のこの利用料制度の導入のときには、いわゆる周波数資源の開発のための研究費というのははき費用にはならない、このようにされていたと思うのです。

今度の改正では、周波数資源の開発、こういうように素直には言っておりませんが、まことに難しい言葉を使いながら、「電波のより能率的な利用に資する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を定めるために行う試験及びその結果の分析」、こういう表現になっているわけです。実際にやることといえば、公共移動体通信の狭帯域化技術の開発とか、あるいはマイクロ波の移動体通信への活用技術。今までこういう問題については、周波数資源の開発のための研究費として予算がつけられていたものだろうと思うのです。

これらは、いわゆる三年前の利用制度をつくったときにも、当然こういう周波数帯の開発というようなことは研究されてはいたはずだと思うのです。三年前は対象にはならなかったこの分野が、今度対象になったのはなぜか。この点について御説明をいただきたい。

〔古屋委員長代理退席、委員長着席〕

○五十嵐(三)政府委員 三年前の、電波利用料を創設させていただきました当時におきましては、こういう周波数資源の開発等について電波利用料を充てるといことも、考えてはいたことがありますが、制度創設に当たっては国民の皆さんにとって受益がわかりやすいものが適当であるというふうな考えでございまして、周波数資源の開発は将来の国民の全体が受益となるという技術も含むというふうなことから、とりあえずのスタートとして、監視業務といわゆるデータベース作成ということについてお認めいただいたというふう

に思っております。

当時の法律の中にも、その他電波の適正な利用の確保に關し無線局全体の受益を直接の目的として行ふ事務という言葉がございまして、ある意味で言うと、そういう考え方を否定しているものではないかというふうな考えでございまして、

ただ、ある意味で、第一期と申しましょうが、三年間のこの制度を進めさせていただきまして、次のステップということで、一方では、無線局の電波の逼迫対策というふうな問題が現実であります。そういったことで、今回試験研究事務ということをお願いしたということでございます。

○矢島委員 なぜ今度対象になったかということについていろいろ言われましたが、どうもすっきりしないのです。つまり、三年前のときに、大蔵省が、これはどうもだめだよと。それをこの三年間の経過の中でやっと一つ風穴をあけたというのではないかなと私は思うわけです。

私自身は、周波数資源の開発ということとは、この利用料を使つてやるということについては賛成なものです。ですから、携帯電話のほとんど普及する中で、先ほど申されたように、やはり周波数資源というのは逼迫してきますから、そういうものを、国民に利用料を還元していくという、これは重要な分野だと私も考えるのです。

ただ、余りわかりにくい説明や、あるいはその試験の内容ではなくて、もう少しわかりやすくやつてもらつたらどうか。というのは、電波共益費というこの言葉自身に、私は、問題があるのではないかなと、問題意識を持っているわけなのです。つまり、やはり現在の利用料の制度を改革していくことがこれから必要ではないか。三年という一つの節目がありますから、今後の中においてぜひそういうことも研究していただきたいと思うのです。

もう一つ、料金体系についても、どうもやはり、先ほど来幾つかの形で出ています。局長も、これから三年間はこの形でやっていく中で、いろいろ研究もしてみようという答弁がございました。

確かに、今度の案を見ますと、放送局の利用料というのは値下げになって、年額二万五千三百円となる。放送局にもいろいろな種類があると思うのです。今の料金制度は、出力だとかあるいは対象世帯数の大きさだとか余り考慮しませんが、そういうものが非常に大きい東京タワーというふうな大出力電波、こういうものも、それから山間地のミニサテライト局も同じ扱いになっているわけなんです。移動局でいいますと、これは六百万のまです。これも人工衛星を除く移動する無線局というもので、携帯電話もありますけれども、航空機の無線局、これもまた同じ扱いだ。

電波は、電力のように、いわゆる電力量というふうな数量化が非常に難しいというところはよくわかるのです。だから、厳密に、使用した資源量がどれだけかというのに合わせて料金体系をつくるというのは非常に難しい。しかし、やはり利用料が電波資源の利用実態と余りにも乖離している部分は見直していくべきだと思つてます。研究するつもりがあるのかどうか、ひとつ。

○五十嵐(三)政府委員 現在の制度、物の考え方につきましては、先ほど共益費ということにつきましても申し上げさせていただきました。

あくまでも受益者負担というふうなことで考えているものですから、その使い道というものにもそれなりの一定の制限がかかってくるということだろうというふうな考えです。

それからもう一つ、料金といいますが料金算定の内容につきましても、電波の持つ効用とかそういう観点ではなくて、全体的に基本的な、基礎的な負担部分のほかにプラスして、情報を処理するためにかかる費用、これを全体の無線局数で割つて出しているという現在の制度、これはこれで妥当性のあるものだというふうな考えでおります。

ただ、現在二期目に入りました。今後、情報通信もどういった時代に発展するかということはあると思いますが、私どもとしては、当面、この制度がきちっと定着をして、情報通信、とりわけ電波によ

る行政なりあるいは国民サービスというのが順調に展開していくということがまず重要だろうというふうな考えでおります。そういった中において、今後検討する必要があるれば、またそのときは検討させていただきたいものというふうな存じております。

○矢島委員 先ほど来、質問の中でもいろいろ出ていたと思いますが、いわゆる現行の料金体系というのに対して、まあこれでもう十分だというふうな意見はありませんでしたし、それで行こうというのじゃなくて、何とか不公平をなくす方法ということの検討ということを要求された方がたくさんいたわけです。

不公平を生む原因というのは、料金の決め方にあると思うのです。やはり、先ほど来、均等割という言葉がずっと出てくるように、頭割り、どおり勘定と言つていいかどうか、そういうやり方というのは問題があるのじゃないかなと私は思うのです。この均等負担分というのは、結局すべて頭割りです。ですから、改定後は五百三十二円で

もう一つは、総合無線局の管理ファイルという、データベースにかかる経費というわけですが、これは入力情報量に応じて料金が決まるというふうなふうになっています。しかし、東京タワーもサテライト局も同じ扱いになることは、これは頭割りになりますし、それから、資格の要らないパーソナル無線も、あるいは航空局も同じである。ですから、入力情報量は異なりますけれども、放送局だとかあるいは移動局だとか、こういうことでくくられてしまえば、その中での頭割り料金が決まってくる。こういう頭割りの料金体系というのは、やはり先ほど来私申し上げました電波の共益費という考え方と裏表の関係にあると思うのです。共益費だから、利用者で割り勘にしていくという料金体系ではないかと思うのです。

そこで、大臣にお聞きしたい点、あるいはぜひお願いしたい点なのですが、この使用した資源に比例した料金体系という点では、郵政省、以前、

使用バンド幅やあるいは出力をもとにした料金体系の試算までやったはずであります。

先ほどいろいろお答えいただいたわけですが、利用制度の根本的な考え方を改める必要があるのじゃないか。改めていけば、より不公平感のない料金体系というものをつくり出していくことができるのじゃないか。

そこで、利用している電波の実態に合わせた料金体系というのを今後検討すべきだと思うのですが、その点については大臣に。

○日野国務大臣 この電波利用料制度は平成五年に、もう先生御承知のとおりでございますが、行政事務が増大をする、それから不法無線局への対応を図らなくてはいかぬ、こういうことで導入をされまして、免許人全員から徴収する負担金として設けられたものでございます。また、その利用も特定財源として特定されている、こういう性格を持つていたものでございますから、これが今発足してから三年ということでございます。

公益費用というのは、先生違和感をお持ちのようなんですけれども、私も法律家でございますが、法律家にとつてはごく当たり前の、この公益費用というのは言葉として使っているわけでございますね。こういう場合には、公益費用というのは非常に適切な言葉だろうと思うのです。

ただ、先生のおっしゃること、これも、今の三年で抜本的な改正ということにはなかなか参らないかと思ひますが、今後の課題の一つとしては研究を進めてまいりたい、そんなふうには考えます。

ひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

○矢島委員 料金体系の方については何かお考えですか。今のはいわゆる公益費ということで大臣の考え、先ほど私は、いわゆる料金体系というものをより公平にしていこうという意味で、その体系の抜本的な見直しというのをお考えにならないか、こういうことであります。

○日野国務大臣 ただいまも御説明申し上げまし

たけれども、まだ三年でございますから、検討の課題という形にさせていただければと思います。

ひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

○矢島委員 時間になりました。ぜひいろいろとそういう面についても研究を重ねていただくということをお願いして、質問を終わりたいと思ひます。

○中川委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○中川委員長 これより討論に入るのであります。が、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

電波法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中川委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、斎藤斗志二君外五名から、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。遠藤乙彦君。

○遠藤(乙)委員 ただいま議題となりました電波法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

電波法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 電波利用料額については、携帯電話等移動局の増加状況等を踏まえ、今後ともその算定について見直しを行い、適正な水準の確保に

努めること。

一 不法無線局の増大に伴う混信・妨害の現状にかんがみ、引き続き電波監視施設の計画的な整備、機能の向上を進めるなど不法無線局対策の一層の充実・強化を図ること。

一 電波利用の増大に適切に対応するため、周波数資源の開発及び新たな電波利用の研究開発を積極的に推進するとともに電波行政の効率化にさらに努めること。

以上のとおりであります。

この附帯決議案は、自由民主党、新進党、社会民主党・護憲連合、新党さきがけ、日本共産党及び市民リーグ・民改連の六派共同提案に係るものでありまして、案文は当委員会における質疑等を勘案して作成したものでありますから、各項目についての説明は省かせていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○中川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

斎藤斗志二君外五名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、日野郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。日野郵政大臣。

○日野国務大臣 ただいま電波法の一部を改正する法律案を御可決いただき、厚く御礼申し上げます。

本委員会の御審議を通じて承りました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきましては、今後の郵政行政を進めるに当たり、御趣旨を十分に尊重してまいりたいと思ひます。

まことにありがとうございます。(拍手)

○中川委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中川委員長 通信行政に関する件、特に、TBS オウム報道問題について調査を進めます。

この際、TBS オウム報道問題について、日野郵政大臣から説明を求めます。日野郵政大臣。

○日野国務大臣 TBS が、平成元年十月二十六日に、坂本弁護士インタビュテープをオウム真理教幹部に見せたことに端を発した一連の問題につきましては、これまで本委員会でもさまざまな御意見をいただき、当省としても、TBS に対し、一日も早く事実を明らかにするよう強く求めてまいりました。これに対して、本年四月三十日付でTBS から報告が提出され、その事実関係について検討した結果、去る五月十七日、郵政省として措置を行いました。詳しい措置内容については放送行政局長より説明します。

また、本件については、大きな社会的関心と呼んできたことにかんがみ、あわせて大臣談話を発表しました。

それでは、大臣談話を読み上げさせていただきます。

郵政大臣談話

株式会社東京放送の坂本弁護士インタビュテープの取扱ひ、これに関して同社が誤った調査結果を発表したことは、同社の放送の在り方と責任体制について大きな疑問と不信を抱かせ、社会的に大きな批判を浴びたところであり、極めて遺憾である。

ことに、真実を追求し報道することを使命と

する放送事業者が、自ら行ったことの事実解明を成しえなかったことは、同社の言論報道機関としての存立の基本にもかかわるものである。

郵政省としては、去る三月二十五日、同社に対し、事実の解明及びその原因と背景についての徹底した調査を改めて行うように求め、これに対し、四月三十日、同社から「坂本弁護士テロ問題」及び関連事項調査報告」が提出された。

同報告は、法曹界の専門家の全面的な協力を得て作成されたものであり、詳細についてはなお不明な点もあるが、現時点で行政上の判断を行うに足るものと認められることから、同報告に基づき、今回の事案についての措置を検討した。

同報告によれば、

一 放送前の坂本弁護士インタビューを要求に応じてオウム側に見せたこと。

二 同テープの放送を行わなかったのは、オウム側の圧力も一因であった可能性があること。

三 昨年来の事件に関する社内調査が不適切であり、かつ、誤った調査結果を公表したこと。

が認められているが、同社は、これらのことについて、その非を認め、担当者の処分、最高責任者である社長の辞任等の措置をとったところである。

そもそも、放送法が放送事業者に対して番組編集の自由を保障し、その自主性を最大限に尊重しようとしていることは、言論表現の自由に対する配慮に加え、放送事業者がその保障の趣旨と放送の持つ社会的影響力の大きさを認識し、自らを厳しく律して放送事業にあたることを前提としているものと考えなければならぬ。

しかるに、同社は、放送事業者として本来有

すべき公共性に対する自覚を欠き、社会的使命を十分に果たすことなく、放送に対する国民の信頼を失墜させたものである。同社の行った行為には、放送を公共の福祉に適合させ、その健全な発達を図ろうとする放送法の趣旨に照らし、また、同法各条項の趣旨の実現を確保していく上で、誠に遺憾な点があったと認められたので、本日、同社に対し、今後同様の問題を惹起させることのないよう、厳重注意を行った次第である。

同社においては、今回の事態を厳しく反省し、世論の批判とこの措置とを真摯に受け止めて、全社を挙げて改善のための真剣な努力を払い、その結果を国民に示すことを求めるものである。

あわせて、今回の問題の重要性にかんがみ、全放送事業者に対して、今回のような事態を引き起こすことのないよう、自社の番組制作体制等を十分に把握し、放送番組の適正化の取組を一層充実するよう、注意を喚起した。

郵政省としても、今回の事態を重大なものとして受け止め、放送の公共性と信頼性を確保するための方策を、幅広く御意見を伺いながら検討していく所存である。

以上であります。

○中川委員長 引き続き、楠田放送行政局長から補足説明を求めます。楠田放送行政局長。

○楠田政府委員 それでは、郵政省の措置について詳しく説明させていただきます。

TBSに対する措置。同社のとった行為には放送法の趣旨に照らし、まことに遺憾な点があったと認められたので、今後同様の問題が引き起こされることのないよう、TBSに対し文書により厳重注意を行い、以下のことについて指導いたします。

一、放送番組素材の管理体制の確立を図る等、番組制作体制を見直すこと。

二、社員及び社外スタッフに対して、制作現場の実情に合った実践的な教育研修が十分に行える

よう研修体制を見直すこと。

三、事実関係の調査等について、組織的かつ迅速に対応できるよう、組織機能を見直すこと。

四、番組審査部門の充実強化を図る等、番組のチェック機能を改善すること。

五、取材対象者等に対して十分に配慮できる体制を充実させること。

六、視聴者に対し、本件についての社としての責任と対応を明確に示すこと。

また、取り組み状況について、本年五月末までに、また、その後、現行免許の有効期間中四半期ごとに報告するとともに、視聴者に対してその内容を明らかにすることを要請しました。

TBS以外の放送事業者に対する要請。本件のような事態をTBS以外の放送事業者が引き起こすことのないよう、放送事業者百八十社に対して、各社において、自社の番組制作体制等を十分に把握し、放送番組の適正化の取り組みの一層の充実を要請しました。

社団法人日本民間放送連盟に対する要請。また、放送事業者の団体である社団法人日本民間放送連盟に対しても、放送倫理水準の向上を図り、放送事業を通じて公共の福祉を増進し、その進歩発展を期するための取り組みの一層の促進を要請しました。

以上が措置の内容でございます。

今回の措置においては、TBSに対し、取り組み状況についての報告を現行免許の有効期間中四半期ごとに求めており、郵政省としてもその間の取り組みの進捗状況について、厳正に見守っていく所存でございます。

以上でございます。

○中川委員長 これにて説明は終わりました。

○中川委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中谷元君。

○中谷委員 TBS問題について質問をさせていただきます。

ただいま大臣がお述べになりましたとおり、五月十七日に郵政省はTBSに対して厳重注意を行いました。この行われた理由がいま一つ報告でわかりませんけれども、この処分を行った基準といたしましては、TBSからの調査報告に基づいて処分をされたわけでございます。

一つは、オウムにビデオを見せた。オウムの圧力を受けて番組を中止した可能性がある。その事実を知らせなかった。報道機関でありながら間違った社内調査の結果を放送したという報告でございますけれども、郵政省は何をもってこのことから厳重注意になされたのか、つまり放送法違反にならないかどうかという基準で判断をされたのか、その点についてお述べいただきたいと思っております。

○楠田政府委員 まず一つは、放送番組として使用する目的で撮影し、翌日放送の可能性があった素材、すなわちビデオを批判を受けた相手に見せた行為がございいます。

これにつきましては、放送前のテープを見せないという取材の原則というものがございいます。それに関する行為でございいますが、これが放送法に違反するのではないかと疑問がございいます。

しかしながら、これは放送の取材の段階のものでありまして、みずから課した素材の取り扱いの原則を守れなかった報道倫理上の責任はございいますが、放送法には違反しないというふうに考えます。

次に、放送を中止したことが一つございいます。放送を中止した中で、オウムからの圧力によって中止をした可能性もある。いろいろ原因がございいますが、その可能性も否定できないという点がございいます。これが、TBSの持つ番組基準の中に、すべての干渉を排するというものがあるが、これが、これに反したのではないかと、すなわち番組基準に反したのではないかとというふうなおそれがあるわけでありまして、みずから決めた基準に反する疑いは生ずるわけ

それからもう一点の、平成七年十月十九日、みずからこの関係の調査をしておりましたが、その調査を誤り、それを放送番組において報道したわけでございます。報道は結果的には事実と間違っていたというのでありますので、これが「報道は事実をまげないですること。」という放送法三条の二の項に反するのではないかとということでございます。

放送法三条の二に違反のおそれはあつたわけでありました。また、組織としての社会的責任は非常に大きいものでありますが、放送法に明確に違反するとまでは断定できなかったわけでありました。

○中谷委員 違反の可能性があるということと嚴重注意ということではありますが、今回の調査に対して、その基準となるのがTBSの調査報告でございますでしょうか。郵政省として何か独自に調査したり、検証したり、また審査したり、そういうことはしなかったのか。そういう機関がなかつ

○楠田政府委員、今回の調査を行うに当たりましては、報道の自由、番組編さんの自由というものが保障されている放送会社でありますので、みずから行つた行為について十分の調査する義務がある、また、それをすべきであるというところで、まず第一義的にTBSに調査を依頼しました。そして、その調査の結果をいただきました。またその前の段階におきまして、その調査の、いただきますした報告が客観性があるか、あるいはその後幾つかの項目につきましてTBSに聞きました。

そういう中で、今回の報告は、大筋の基本は間違っていないと認めまして、放送法による問題あるいはその他の問題について検討したということでございます。

なお、行政指導の根拠につきましては、行政手続法それから放送法等にのっとって行政指導した

○中谷委員 今回の処分は、その番組の放映以前の問題ということで、特に番組編さんの自由ということと審査されたわけがありますが、しかし、その番組だけではなくて、一連のオウム報道についてももう一つちゃんと審査していただきたかったと思います。

な、本当に一般の人では想像もつかないような
オウム教との接触があったというふうに思いま
す。また、そのオウム報道を見て、いろいろと社
会的にも影響を与えたと思いますけれども、い
ゆる放送法で言う、公安及び善良な風俗を害す

○楠田政府委員 幾つか御質問があったと思うのですが、坂本弁護士へのテロを見たことが坂本弁護士に死につながったのではないか、これはいろいろな報道、あるいはいろいろなところで言われておりまして、これが一番大きな怒りになっているというふうには感ずるわけでありませうけれど

したがいまして、今回のこの案件は、ビデオを
見せたことに關する、これは取材の倫理の問題で
もありますが、ビデオを見せたことに關する問題
点、それに發する問題につきまして、放送法に違
反するかどうかを中心に検討したということでご
ざいます。

なお、番組そのもののチェックというものをどの程度するかという問題につきましては、これは番組編集の自由というものも絡みまして、なかなか難しい問題であります。我々としては、できる限りこの法律に準ずる形で調査をしたということをお願いしたいと思います。

○中谷委員 オウムの報道もそうですけれども、特にワイドショーの芸能人だとか、ニュースショーにおける政治家とか、全く名誉とか人権を無視したような報道も続いております。また、それが報道されてしまったらその内容まで踏み込めないというのなら、その後テレビ局に抗議しても全くもう何食わぬ顔でおられるわけでありますが、一体これをだれが編集し、だれが取材し、だれがそれに責任を持っていくかということで、まさしくやられ損、やり得の世界だということに思っています。そういう意味におきまして、やはり番組

義務感を持ってやらないといかぬ、それを一言申し上げておきます。

それで、まず、本日の新聞に、朝刊にですけれども、楠田局長が、今後放送法の改正も視野に入れてやっていきたいと思うような話が出ておりました、これは本当ですか、この記事は。

○楠田政府委員 先ほど申し上げましたように、ここ数年、放送番組に対する関心が非常に高まってきたております。そういうことで、権発言、やらせ問題等、附帯決議のことも先ほど申し上げました。懇談会のことも申し上げました。そういう中におきまして、結論をいただいた中で、いろいろな意見を聞いた中で放送法を改正する必要があるという場合があるかもしれない。そういう場合は当然のことながら、番組の問題でありますし、いろいろな課題がありますから、放送法を視野に入れて検討しているということを申し上げたわけであります。

○河村(た)委員 私は、この問題、また後でやると思いますけれども、今言いましたように、いたずらに行政権だけ大きくなってしまったというところは、これは私反対でございますので、一言だけでも一回聞いておきますけれども、多様な、市民が寄附しながら、オンブズマン、オンブズマンと言いますけれども、お金が役所から出てくるオンブズマンではオンブズマンという名の郵政省があつただけでして、これは何にもならぬのですよね。そういうシステムによる放送のチェックというのは御賛成かどうか、ちよつとどうですか、大臣。

○日野野務大臣 オンブズマンと一口に言いますが、それぞれいろいろな意味、内容があると思います。ですから、オンブズマンというのは、国が予算的に措置をしている国もあるかと思ひます。しかし、その場合、そのオンブズマンは、非常に高い誇りを持って、国の方から費用を受け取りながら、オンブズマンとしての小さな、公権力の違法行為に対する目を光らせているというところもありまして、また、ボランティア的にそういうことをやっているものも我が国ではオンブズマン、こう称しているようでございすね。私は、国から金が出たということが、オンブズマンとしてのいいか悪いかという二元的な判断はできないのではないかと、こう思ひます。

○河村(た)委員 時間がありませんから、市民の寄附によって支えられたそういうものということですよ。また今度やらせていただきたいと思ひます。

それでは、今回の問題に具体的に入りたいと思ひますけれども、先ほどの質問でもありましたけれども、放送法の趣旨に照らしというようなことになつておるのですが、私はやはり、放送法三條の二の三号、「報道は事実をまげないですること。」これに該当するかどうかをなぜストリートに問わなかつたかということですよ。やはり、報道の真実を守るということは一番の使命ではなかつたかと思ひます。

具体的に言いますと、多分、今回の措置のベースになつたのだらうと思ひますが、この佐藤さんの特別調査人報告、この十四ページを見ていただきますと、あります、局長、大臣もいいます。十四ページの一番下から六行目ぐらい。「少なくともTBSの社員であり番組の総括責任者たる制作プロデューサーがテープ事件を認識していた以上、TBSの会社としての認識がなかつたと言ふことは出来ない。」ここで一つ、まずこういうふうな決めるわけですね。

ビデオを、いろいろな認識が、何も重役でなくても、重役でなくてもと書いてありません。総括責任者たる制作プロデューサーが認識しておれば、TBSの認識として十分なんだというふうに書いてあります。

一方、二十四ページ、このところで、二十四ページの下から七行目ぐらいです。「Eプロデューサーが東京地検での事情聴取を受けた後のTBSへの報告の中で、私は見せていないが、誰かが見せたかもしれないということを手を打とうとしたが会社から止められた旨供述している。」こういう報告が出ておるわけですよ。というところは、このときにはこのEプロデューサーは知つていたわけですよ、もう、これは、だれかが見せたのだと。

ではもうこれ、会社の認識としては、この時点に認識があつて、だれかが見せたんだと言ひながら、御承知のように、例の十月十九日の日本テレビの報道に対して、夜、「ニュースの森」で、社内調査では一言入れておられますけれども、見せた事実はない旨断定をしたと言ひのは、事実を曲げた報道になるのじゃないですか、これは。

○楠田政府委員 先生御指摘のところは最も慎重に検討したところでございす。御指摘の「報道は事実をまげないですること。」というところで、会社に故意があつたかどうか、こういうことでありす。

先ほど申し上げましたように、結論的には故意はなかつた、こういうふうにしたわけでありす。ここで、会社は認識したと言へると書いてあるじゃないかと、これは、プロデューサーは認識していたと。しかし、プロデューサーが認識しているというところは、会社としても認識しているという、責任を書いたものでありまして、プロデューサーが見せたということとは即会社の責任である、こういうことでありますから、故意の判断をするときの問題と責任をとるときの問題とは別だ、こういうふうな考えます。

それから、だれかが見せた、会社からとめられた、こういうところでありすけれども、このところも、このプロデューサーは見せたと言ひていないわけですね。見せたと言ひていないわけです。したがひまして、見せたと言ひていない段階で、会社としてそれを信じた。これは大きな誤りだつたわけですが、その段階ではそれを信じた、こういうことでございす。

○河村(た)委員 それから、ちよつと次に行きますと、正確には、少なくとも、問ひ合わせなければ記憶がないと皆言つてゐる、こういうふうにとした会社が止められた旨供述している。」

○楠田政府委員 平成七年の十月十九日の「ニュースの森」アナウンサーの発言内容は、ちよつと読み上げさせていたいただきますが、「TBS社内の調査では、テープを見せたという事実はありません。一九八九年十月二十六日、オウム教団の早川紀代秀被告ら三人が訪れ、坂本弁護士事件のインタビューテープを見せろと要求しましたが、担当者はこの要求を拒否しました。取材テープを見せた事実もないことが確認されていす」というものだったということでありす。

○河村(た)委員 私の質問には答えられておりませんけれども、正確には、当事者に問ひ合わせたところやはり記憶がない、そういう報道をすべきであつたということだと思ひます。

それから、これを知つていますか。四月三十日の三時間半余りの番組の中で、私もええかげんな質問じゃいけませんからちゃんと見ました、夜中まで。最後に、「ニュースの森」のキャスターが、真心からさんげをしたのだらうと思ひますけれども、私自身が番組の中で事実を反した報道をした、こういうふうな話ですと、故意でないというところだと思ひますけれども、普通からいへば、私自身が事実を反した報道をした、そういうのは単なる過失の場合に言うのですかね、こういうことを。どうですか。

○楠田政府委員 「ニュースの森」で、先ほど申し上げましたような事実を反した報道をしたわけでありすから、それを放送したということでは訂正をされたわけでありす。ただ、この事実を反した放送をしたというところの前の段階で故意があつたかどうかということになりますと、これは故意とは違ひ、その時点における知つてゐる事実をそのまま放送した、こういうことでありす。

○河村(た)委員 ということは、「ニュースの森」のキャスターが、自分の個人的な気持ちから、さんげといひますか悲痛な言葉を発したということ

なんです。

だけれども、一つの大きな問題は、十月十九日、重役会をやっておるわけですよ、重役会を。重役会で、これはちよつと何かに書いてありました、もう認めたらどうだとかのかわかりませんけれども、いろいろな声がかき消されてしまった。少なくとも重役の何人かは見えたという認識があったんじゃないですか。これは、たしかどこかの文章に出てくるのですよ。そうなれば、楠田局長は故意、故意と言っていますけれども、実は先ほどの、故意に同視すべき重過失でもいいのでしよう、これは。そうじゃないですか。そうあなた答弁されていますけれども。

だから、今まで、ここまで積み上げてきますと、どう考えても、あのときに、見せた事実はありまないと断言するのは明らかに事実を反しておったのじゃないですか、これは。

○楠田政府委員 その点の段階におきまして社内いろいろなことがあったと思いますが、我々としては、そこでは故意がなかったというふうに認定したわけでありまして。

○河村(た)委員 本当に私は、何遍も言いますけれども、私は実は監督主義者じゃないのです。もつとみんながいろいろな放送体が出てきて、監督するより、倒産してしまつた方がいいのですよ、民間の市場論理で。TBSが倒産する意味じゃないのですよ、いろいろな間違いが起きたとくに。

だからこれは、ここまでいろいろな客観情勢がある中で、夜の報道で、一切そういうことはありませんでした、見せませんでしたと言うことは僕は重過失があったと思いますよ。真実の報道を守ることが郵政大臣の、郵政省の責任なら、ここはずばり、逃げてはだめなんです、やはりこのところは。今実際こういうことをチェックしてくれるところは郵政省しかないのだから。やはり真実を曲げた報道に当たるかどうかをはつきり提示してやるべきだと思ひますよ。これはなつておられませんよ、そう思ひます。

それから、時間がありませんからちよつと先に参りますけれども、もう一つ、ビデオの長さの問題です。

まず、坂本さんのビデオ、本物の生ビデオですよ。これが今回の重要な問題であること、これは当然ですね。それで、そのビデオの長さについて、三十五分というのを、だれがとちよつと今のところ言えませんが、語つた方のおみえになるのです。三十五分。それから、この間の参議院の委員会の前に、ある方が十七分と語っておられる。そして、委員会では、速記録に載っていますよ、十四分と。

しかし、この間の四月三十日のテレビ、これは明確に、全編を見ますとはつきり言っているのですよ。全編カットなしでござんいたのだのかこのビデオがどう影響を与えることになったのかを判断してもらうためです、わざわざそういう語りをつけて十分二十八秒、こういうビデオを放映しているわけですよ。これはなぜなんですか、ビデオは。これは虚偽放送じゃないですか。事実を曲げて報道をしていたのじゃないですか、まず。それと、郵政省さん、調べたのですか、この問題を。

○楠田政府委員 現在残っておりますテープは約十二分の長さのものでございます。そこから、テープの場合、頭にテストパターンというのがあります。このテストパターンを除いたものが約十分半、先ほどおっしゃいました十分二十八秒でございますか、であり、それを四月の三十日に放送したものと聞いております。

それで、オリジナルテープは消去されていると言ひながら、おかしいではないかということですが、オリジナルテープといひますのは、取材のときに撮影に使用したテープのことでございます。それは一つしかないわけでありまして、それをダビングしたものを普通使うわけでありまして、この場合の十二分の長さのものはダビングしたテープでありまして、それを全編カットなしで放送した、こういうふう聞いております。

○河村(た)委員 少なくとも十四分であったという、委員会が答弁されておるのを、十分二十八秒で三十日にやっているとですよ。その矛盾をチェックされるように努力されましたか。

○楠田政府委員 答弁の当時、TBSの社内でもテープの長さが約十四分ではないかという認識があったわけですが、その後の調査の中で約十二分であることが判明したものと聞いております。

○河村(た)委員 私も、これはTBSに連絡して聞いたのですよ。当時十四分テープと言つていた、これを。みんなが十四分テープと言つていたらしいですよ。ということは、十四分じゃなかったんですか、このテープというのは、一般的に考えれば。それが、実際報道したのが十分二十八秒、何かその間にあつたんじゃないか。

このテープはなぜ重要かという、このテープを見て殺意を起したわけですよ。だから、そこに何が映つていたのかというのは今回の問題の一番キーポイントなんだよね、実は。そこで、そのことを郵政省はきちつと調べる務めがあるのに、何と十四分と言つて、何ですか、みんなが言つていたからということと間違えて言つたということなんですか、これは、社長が。これじゃとても話にならぬですね。もう一回、再度調査してください、これは。

○楠田政府委員 放送法上考えた場合、テープを見せたかどうか重要な問題でありまして、テープの長さ云々ということは基本的には放送法に関係ない、あえて申し上げればそういうことでございひます。

○河村(た)委員 これはもう完全に間違いです。ね。やはり報道は真実を伝えるかどうかなんです。あつて、テレビが、その放映が、中身がどういふ放送をしていんだらうか、だれの圧力によつてどういふふうになつたんだらうか、そういうことが大事なんです、これは放送法上の問題ですよ。三条の二、三号ですよ、これは。長さ、見せたか見せなかったか、それだけというのは、これは明らかにおかしいと思ひます。

それから、もう時間がありませんから言ひますけれども、これは、ビデオをちゃんと見ますと、中で飛んでいるんですよ、画面がぼんやりと、飛んでいるんです。これは具体的に言ひますと、まず音と画像がちよつと離れています、このビデオは。この辺も非常に不自然。それから坂本さんが出てきて、弁護士として考えざるを得ないかな、そういうことですねという話を、それからはいはいという音が入ります、スタッフの。そこでばしつと飛んで、はい回りました、こうスタッフが言っているわけですよ。ビデオを新たに回す、この場合は、しばらく休憩をとる場合とビデオをかえる場合とこれはあると思ひますけれども、僕でもわかるんですよ、これ。

私もこればかりやつとるわけじゃありません、通信委員会ですから頑張つてやりますけれども、皆さんと同じ、選挙もありますけれども、いろんなこと、苦勞しておるんですよ。郵政省は、これは国民の負託を受けて、放送の真実が担保されていitかどうか、オウムという、知つていますか、国防総省が、これ、大変なテロ集団だと言つておるのを。そういうところに電波が影響されたかどうかをチェックする責任があると思ひます。なぜ気がつかないんですか、こういうことを。

○日野国務大臣 郵政省の調査というのは、この一連の行為についての、TBSのとつた行動、これが放送法に違反するかどうかということ、つまり放送法に導かれながら、先ほど局長が申し上げましたように、その処分をするかどうかの必要に応じて放送法の解釈をしなからその事実を見ていくわけでありまして、一つ一つの個々の事実が真実であつたかどうかということとはニュアンスが違つてまいります。

でありますから、我々としては、このテープを見せたかどうかということが大事なんです。その内容が一つ一つ真実であつたかどうかということとはおのずから違つてまいらうかと思ひます。

○河村(た)委員 これは大変ですよ、内容が真実かどうかはチェックしなくてもいいということになりますね。放送法三条の二三号に「事実をまげないですること」というふうに規定がありますよ。それを判断する時には、事実かどうか判断しなきゃだめじゃないですか、それは。そうですね。

ちよつと時間ありませんので、最後にまとめさせていただきます。

オウムとTBSの関係ですね、最後に質問しますけれども。これを私は委員会でも、内容は今言わねえけれども、いろんな、説法テープの問題やら早川逮捕の問題やら、その後の刺殺事件の問題やら、なぜこれほどまでにTBSとオウムがかかわっていたんだろかということを開きましたよ、これ。で、いろんなことを言われましたけれども、実は今回の問題で一番大きいのは、本当に、テレビというのはみんな信じてるんですよ、テレビというのは。何千万人見るんですよ、一遍に。その電波が、だれか特定の、特に今回は破防法の適用になるような問題ですよ、国防総省なんか大変なテロ集団だと言っておるわけですよ。そういう人たちの影響を受けてしまったかどうかという問題なんです、一番大事な点は。

だから、真実がゆがめられてるかどうかをチェックしなきゃだめなんです。そうなれば、TBSとオウムの問題を私は委員会でも質問しているのに、なぜ何もチェックしないんですか、これ。じゃ、委員会、何のためにあるんですか。じゃ、私は何のためにあるんですか。どうですか、その点。

もう一回、とにかくそれ、一言聞いて、とにかくしつかりこれはやり直していただいて、もう一回、再調査。それから、委員会でもこれはぜひ、厚生委員会もこつこつやっておられますよ、いろんな問題を。出てくる人も嫌だろうと思います。だけれども、これ、今言いましたように、何千万人見る電波がゆがめられたかわからぬという問題ですから、ぜひこの委員会でも再度しつかりやります。

りやっていただいたいな、それがやはり国民の信頼にこたえることだな、そんなふうに思っております。ひとつ大臣どうぞ。

○楠田政府委員 繰り返しますが、我々は、オウム真理教幹部に坂本弁護士インタビューを見せたことに端を発した一連の問題に關しまして、放送法上問題があると思われるものについて調査を行ったものでございます。先生御指摘のようなこともやるべきではないかとおっしゃいますけれども、我々としては、放送法上問題のあると考えられるものについてやったということをお願いしたいと思います。

○河村(た)委員 終わりますけれども、とにかく真実の報道であったかどうか、ぜひひとつ重い使命を持ってやっていただきたいと思ひます。以上で終わります。

○中川委員 矢島恒夫君。○矢島委員 郵政省は、このたびTBSに対して厳重注意という行政処分、文書で行ったわけですよ。あわせて、TBS以外の放送事業者と、それから民放連に対しても文書で要請というのもありました。

ところが、重要な問題は、その文書が公表されてないということ。私はここで指摘したいんです。郵政省が発表したのは、「株式会社東京放送に対する措置等について」というA4一枚の文書と、それから五月十七日付の大臣談話、この二つであります。郵政省に、直接、その文書そのものの、これをぜひ資料として提出してもらいたいというところで要求したんですが、これは行政と当事者との間のものだから公表できない、こういう回答がありました。そこで、これは秘密なのかと聞いたところ、秘密ではないが公表できない。

それで、秘密でもないものをなぜ郵政省と当事者の間だけにとめておく必要があるか。しかも、これは放送事業者という言論報道機関に対して政府が行った指導であり、あるいは要請であります。要請というのはすべての放送事業者に対して行われているわけです。言論の自由という観点

からも公表されなければならぬものだと思ふんです。同時に、このTBS問題というのは国民の大きな関心事であるということは間違いないです。それで本院におきましても参考人質疑などを行ってきたわけです。国会に対してもこの文書すら出さないというのは極めて遺憾であると思ふんです。

大臣、TBSに対する行政指導の文書並びにTBS以外の放送事業者への要請、民放連への要請、この委員会に直ちに提出していただきたいと思ふんですが、大臣、いかがでしょうか。

○楠田政府委員 名あてのあるものにつきましては、我々としては公表するものではないというふうに考えております。ただ、その内容につきましては、報道発表をいたさしていただきました。

○矢島委員 内容は言つた。先ほど局長もその中身について、少し、この我々が手に入れたところのA4一枚よりは詳しいことを発言されました。しかし、この大臣の談話とかあるいは厳重注意という行政指導の文書、こういうものもはもとものと性格が異なるものから。内容の上でも、この談話とそれからこの発表文書、すべてが、先ほどの局長の発言やその他公表されているということとは言えないのではないかと。

例えばTBSに対する文書はA4二枚のものだということ。ここにある発表文書というのはA4で、TBSに関する部分はそのうちの三分の一ぐらいの長さです。それで、「取組状況について、視聴者に明確にすること及び郵政省へ報告すること」を要請した。こう書いてありますけれども、談話の方ではこのことは触れておりませんし、また、実際の行政指導の文書では三カ月ごとに報告を求めているということ。六項目についても、先ほど局長が発言の中で同じ六項目の一つ一つを言われましたが、ここに持っている私の文書とは大分違って、「番組制作体制の見直し」と六項目の中の一つはそれしか書いてありませんが、それ以外に大分いろいろ書いてあるというところを知りました。

実際にその内容がどういうふうになっているかということを知るにはやはり全部の文書を見せていただくことには、この(1)から(6)までを指導したのだと言っても、これだけでは不十分さはあるわけで、先ほどの発言の中で私は初めて、あんなるほど、こういうことも書かれているのだというところを知つたわけです。

そこで、大臣にお尋ねしたいわけなのですが、大臣はこの委員会でも、あるいは予算委員会でも、透明な調査を行うということをつたひ表明されておりました。三月二十七日の予算委員会では「私どもの方で透明な手続をもって調査をいたしまして、以下省略いたしますが、このように答弁されておるわけですね。そういう御発言から、私は、それこそ透明になるということに期待していただいております。その点で大臣のイニシアチブも期待したわけでありまして。

今局長から答弁があつたように、最終的な文書が発表されていないということ。それからもう一つあるのです。この間の追加調査の資料要求したわけですね。そうしたら一枚の用紙が来たのですよ。「TBSからの追加説明」というものだけなのです。六項目あるのです。「放送を中止する場合の意思決定過程」、これに対してどうだったかというものが右側にあります。先ほど局長の説明を聞きますと、千代田分室の体制はどうだったとか、監視体制はどうだったとか、このほかにもいろいろこの間調査してきたという答弁がありました。

私に渡したこの六項目だけなのですか。ほかにも調査したのですか。その点を。○楠田政府委員 調査の過程で、大きな問題等につきましてはプレス発表する等いたしました。先ほど先生がおっしゃった点は、調査の段階で追加説明を求めた中で非常に大きな問題点だけをお示ししたわけでありまして。あと細かいことは幾つか聞いております。あと数項目聞いておりますが、あえて発表するほどのものではないというふう

思っております。

○矢島委員 先ほど来この問題については、TBSの報告書そのものの中にも大変いろいろな疑問があつて、それをどう調査したのか、そしてこの結論に至ったのか、この辺が非常に重要なところなのです。ところが、調査したのはこれだけですよと渡されたのですけれども、実際には重要ではなかつたと思つたというようなことなどについても調査したのかどうかというのは私たちは関心があるのです。

そういう点では、本来ならば郵政省のTBSに對する調査報告書でもつくつてもらつて、この間、こういう項目についてやりとりがあつた、こういう質問に対してはTBSからこういう報告があつたとか答弁があつたとか、そういうようなものまできちんとオープンにすべきだと思うのですよ。

そういう点で、逆に、そういうことをオープンにしないために、何かあるのじゃないかなどという憶測だつて流れているわけです、勘ぐる人は。郵政省が嚴重注意をした、そうしたらその後すぐTBSが深夜放送の自粛を発表した。もう少しオープンに、こうなつてこういうふうな調査をして、こういう結果になつたのだということが全部明らかになれば、それこそそういう憶測を呼ばないで済むのですよ。

ですから、大臣、やはりこの間の追加調査の部分も含め、同時に文書そのものも、あるいはTBS以外の放送事業者や民放連にあてた文書、それを本委員会に提出すべきだと思うのですが、いかがですか。

○日野国務大臣 調査の過程については、節目節目といひますか、それについては郵政省において記者会見をやつてゐるところでございますね。それから調査項目についても、追加的な調査についても郵政省の方でTBSに對する問い合わせをやり、その回答が来たときには記者会見をやつてゐるはずでございます。それから、行政指導をやつた直後に、これも事務方の方がきちんとプレスに對する発表をやつて、プレスとの間で随分やりと

りもしまして、かなり詳しく御説明も申し上げてゐると思ひます。

それから、肝心の文書でございますが、特定の人の名前を書いて、名あて人の名前を付してその人にやつた文書というのは、これはやはり公表しないといふことの方がむしろいいだろうと私は思ひます。その内容については、公表されているのと同じくらいにもう申し上げてゐるわけですね、プレスにも。ここでも申し上げました。ですから私は、これ以上さらけ出すことは必要ないのではないかと思ひます。

○矢島委員 先ほどの六項目の問題も、内容はいろいろもつと、長い文章であつたり、三カ月ほどの調査とかいろいろあるわけですし、私は、やはりこの文書をぜひ本委員会に提出するという方向で委員長の方でお計らいをいただきたいと思ひます。

それで、最後に一言だけ。

實際、やらせ事件だとかあるいは権発言問題だとか、いろいろな問題が起きました。やはり放送の自由と公権力の介入という問題は、いろいろなところで指摘されているわけですね。今度の問題でも、堀田さんという東京地検の元特捜部長の方が、放送のこれからを考える会の座長ですけれども、やはり今度の問題については疑問の談話を出しておられます。朝日新聞に載つてゐたと思ひます。そういうようなことから、私は、放送行政のあり方そのものが検討されるべきではないか。つまり、郵政省に放送における免許権限を集中させるのではなくて、アメリカのFCCの例を出すまでもありませんけれども、政府から独立した放送行政委員会というものの設置が検討されてしかるべきじゃないか。放送に係る行政処分やそれらの措置が行われるときには、公聴会など必要な手続をとつて、公開の委員会の中で議決もつて行われる、そういう文字どおり透明な放送行政の体制をつくつていくべきだと思うのですが、大臣、最後にそれに關して一言。

○日野国務大臣 郵政省としては、法体系です

ね、憲法それから放送法、電波法、これらの適用に当たつては非常に慎重に取り扱つてまいつておりますし、現在その必要はないかと思つております。

○矢島委員 先ほどの私の資料を委員会としてひとつお計らいいただきたいといふことを申し上げたいのですが、それについてはどうでしょう。

○中川委員長 理事会で協議したいと思ひます。

○矢島委員 終わります。

○中川委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時十九分散会

電波法の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第百三条の二第二項中「及び管理」の下に、「電波のより能率的な利用に資する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を定めるために行う試験及びその結果の分析」を加え、同項の表金額の欄中「一万二千百円」を「七千二百円」に、「二万九千六百円」を「二万五千八百円」に、「三万円」を「一万六千六百円」に、「三千六百円」を「二千五百円」に、「二万九千七百円」を「二万五千三百円」に、「二万二百円」を「一万七千八百円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に免許を受けた無線局については、改正後の第百三条の二の規定は、施行日以後最初に到来する同条第一項に規定する応当日(以下単に「応

当日」という。)以後の期間に係る電波利用料について適用し、応当日前の期間に係る電波利用料については、なお従前の例による。

3 改正後の第百三条の二第二項の表二の項から六の項まで及び九の項に掲げる無線局に係る電波利用料であつて、改正前の同条第五項の規定により前納された応当日以後の期間に係るものについては、当該期間に係る改正後の同条第一項及び第三項の規定による電波利用料の金額を超える部分を還付する。

理 由

無線局の増加の状況等にかんがみ、電波利用料の金額を引き下げるとともに、電波利用料を財源として支出すべき電波利用料に關する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。